

令和6(2024)年3月25日

保護者の皆様

大田原市保育課長

保育施設等の感染症に関する対応について（通知）

日頃より、本市の保育行政にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。
表題の件につきまして、那須地区3市町（大田原市、那須塩原市、那須町）で医療機関等と検討した結果、那須地区共通の「保育施設等感染症に関する受診報告書（様式1）」を下記のとおり令和6年4月1日から運用することとなりました。
保護者の皆様におかれましては、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 従来の運用との主な変更点

従来の運用	令和6年4月1日からの運用
<p>○インフルエンザ 「インフルエンザ受診報告書」を医療機関及び保護者が記入し園へ提出</p> <p>○新型コロナウイルス感染症 保護者が園へ連絡（報告書なし）</p> <p>○その他の感染症（溶連菌感染症等） 必要に応じて医療機関が作成した治療証明書を園へ提出</p>	<p>○出席停止に関わる全ての感染症 那須地区共通の「保育施設等感染症に関する受診報告書（様式1）」に保護者が記入し園へ提出</p> <p>⇒医療機関で聞き取った内容を保護者が記入（診断名・発症日・登園日等）</p>

2 保育施設等感染症に関する受診報告書（様式1）の提出方法

- (1)「出席停止になる感染症の種類及び登園の基準等について」をご確認ください。
- (2)保育施設等感染症に関する受診報告書（様式1）をコピーまたは、ホームページからダウンロードし、印刷してお使いください。
- (3)保育施設等感染症に関する受診報告書（様式1）は、**保護者が記入し園へご提出ください。**

3 発症から登園までの流れの例

- (1)発症
- (2)病院受診（主治医から診断名・発症日・登園日の指示を受ける）
- (3)園に連絡
- (4)家庭静養
- (5)登園（保育施設等感染症に関する受診報告書(様式1)に必要事項を記入し、園へ提出）

大田原市保健福祉部 保育課
TEL 0287-23-8769